

令和2年1月16日(木)  
宮城県自治会館

資料4

令和元年度サービス付き高齢者向け住宅  
登録事業者向け勉強会

# 有料老人ホームについて

宮城県保健福祉部長寿社会政策課運営指導班

## はじめに①

### 長寿社会政策課 運営指導班の仕事

- ・ 介護サービス事業者の指定・指導監査
- ・ 介護サービス情報の公表・外部評価
- ・ 有料老人ホームの指導監査 等

今日の説明。  
サ高住の勉強会なのに、なんで？



## はじめに②

### 今日の内容

- 1 サービス付き高齢者向け住宅と有料老人ホームの関係について
- 2 有料老人ホームが守るべきルール
  - (1) 老人福祉法
  - (2) 設置運営指導指針
  - (3) その他
- 3 質疑応答

# 1 サービス付き高齢者向け住宅 と有料老人ホームの関係について

# そもそも「サービス付き高齢者向け住宅」とは？

**サービス付き高齢者向け住宅  
= 高齢者向けの賃貸住宅 or 有料老人ホーム  
+ 状況把握・生活相談等**

## 高齢者の居住の安定確保に関する法律

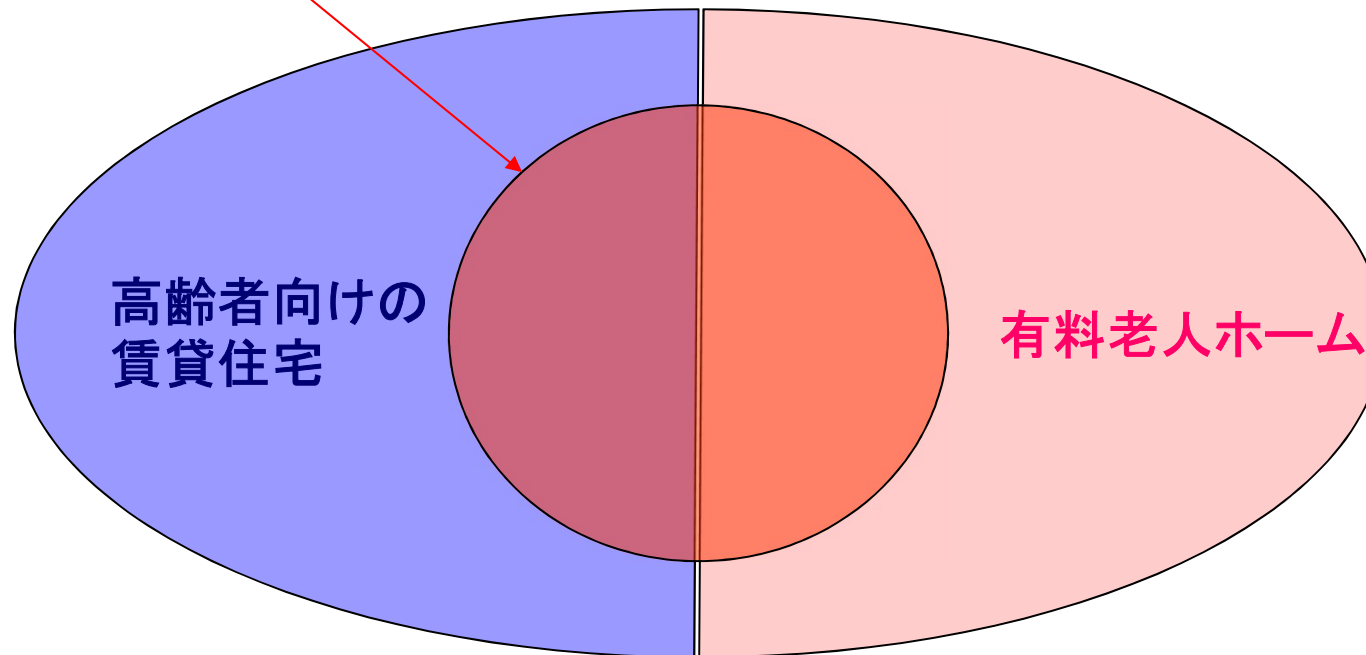
### 第5条第1項

**高齢者向けの賃貸住宅**又は老人福祉法第二十九条第一項に規定する**有料老人ホーム**（以下単に「有料老人ホーム」という。）であって居住の用に供する専用部分を有するものに高齢者（国土交通省令・厚生労働省令で定める年齢その他の要件に該当する者をいう。以下この章において同じ。）を入居させ、状況把握サービス（入居者の心身の状況を把握し、その状況に応じた一時的な便宜を供与するサービスをいう。以下同じ。）、生活相談サービス（入居者が日常生活を支障なく営むことができるようにするために入居者からの相談に応じ必要な助言を行うサービスをいう。以下同じ。）その他の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する事業（以下「サービス付き高齢者向け住宅事業」という。）を行う者は、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅又は有料老人ホーム（以下「サービス付き高齢者向け住宅」という。）を構成する建築物ごとに、都道府県知事の登録を受けることができる。

# イメージ図

## サービス付き高齢者向け住宅と高齢者向けの賃貸住宅，有料老人ホームの関係

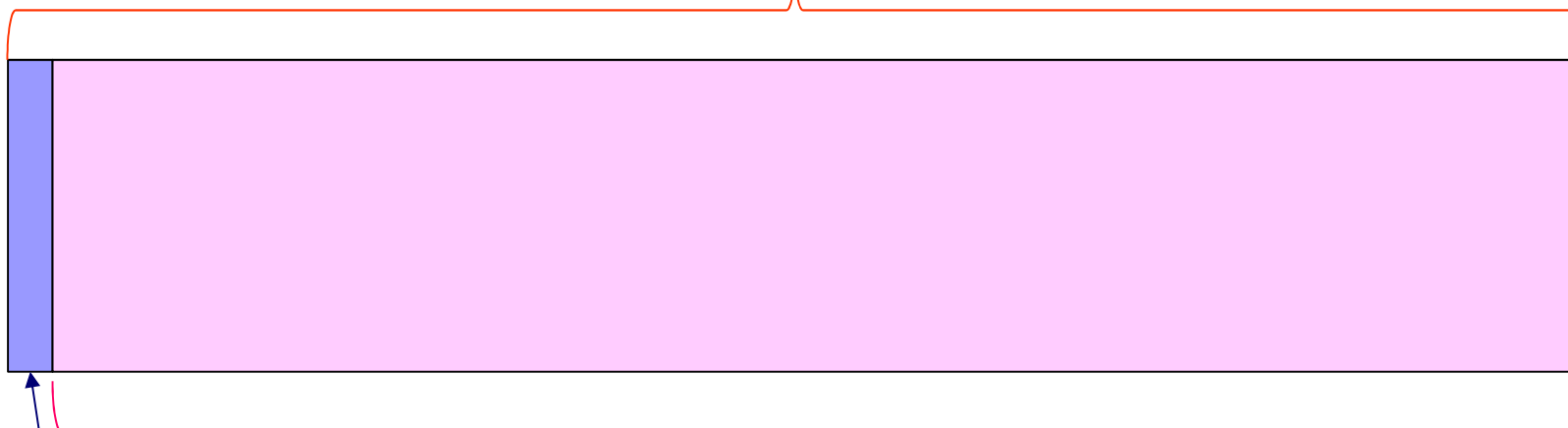
サービス付き高齢者向け住宅



## 宮城県内のサ高住の内訳

サービス付き高齢者向け住宅のほとんどが有料老人ホームに該当

サービス付き高齢者向け住宅  
127事業所



高齢者向けの賃貸住宅  
1事業所

有料老人ホーム  
126事業所

# 「有料老人ホーム」とは？

**有料老人ホーム  
=老人の入居施設（介護保険サービスを除く） + 日常生活上の世話の提供**

## 老人福祉法

### 第29条第1項

有料老人ホーム（**老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜**であつて厚生労働省令で定めるもの（以下「介護等」という。）の**供与**（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）**をする事業を行う施設**であつて、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。（以下省略）

## 老人福祉法施行規則

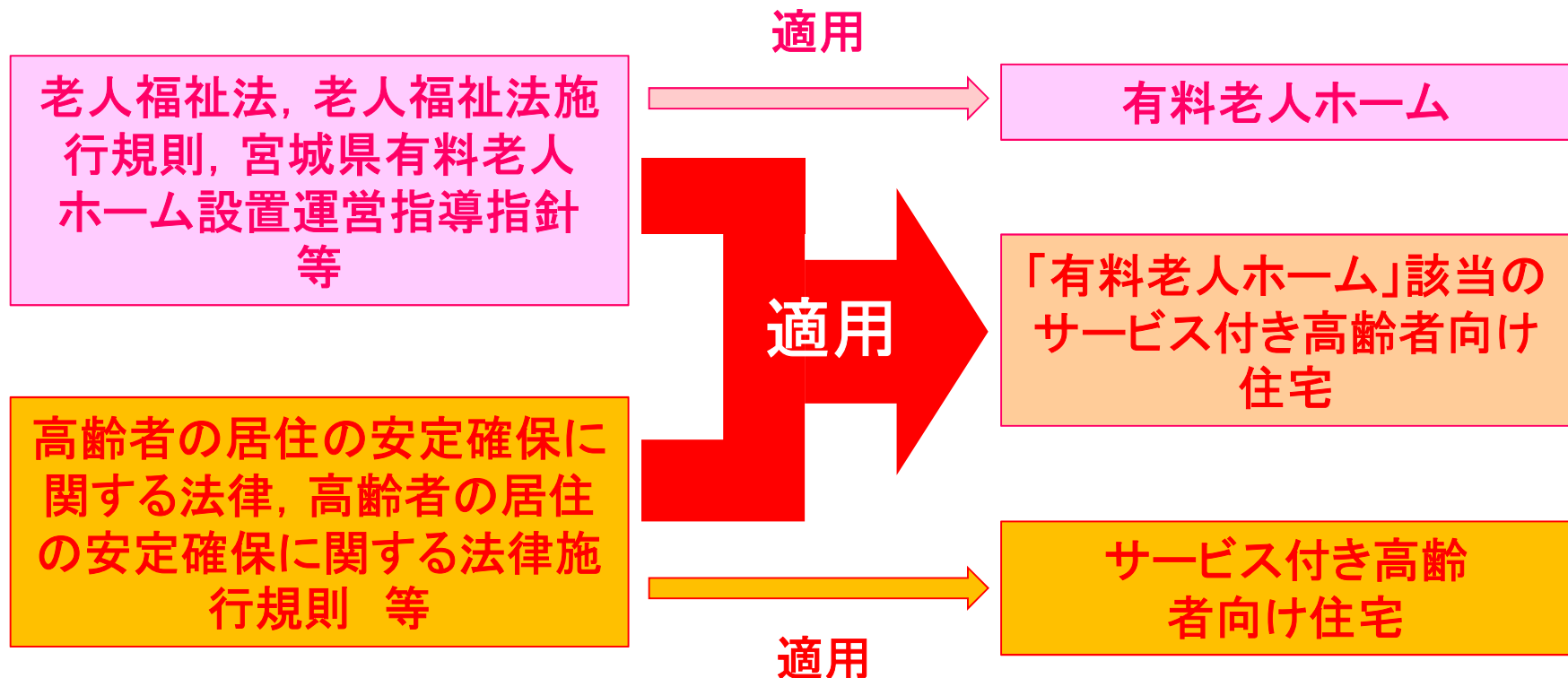
### 第20条の3

法第29条第1項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、**洗濯、掃除等の家事又は健康管理**とする。



# 「有料老人ホーム」に該当するサ高住の法的取扱い

「有料老人ホーム」該当のサ高住は、有料老人ホームを扱う法令とサ高住を扱う法令の両方を遵守しなくてはならない。



## 2 有料老人ホームが守るべきルール

### (1) 老人福祉法

**有料老人ホームは、老人福祉法の規定を遵守しなくてはならない。**

## 老人福祉法（抜粋）

### 第29条

有料老人ホーム（老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの（以下「介護等」という。）の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であつて、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 施設の名称及び設置予定地
- 二 設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 三 条例、定款その他の基本約款
- 四 事業開始の予定年月日
- 五 施設の管理者の氏名及び住所
- 六 施設において供与される介護等の内容
- 七 その他厚生労働省令で定める事項

# 有料老人ホームが守るべきルール 老人福祉法②

## 老人福祉法（抜粋）

2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、その事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

4 有料老人ホームの設置者は、当該有料老人ホームの事業について、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。

5 有料老人ホームの設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料老人ホームに入居する者又は入居しようとする者に対して、当該有料老人ホームにおいて供与をする介護等の内容その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報を開示しなければならない。

6 有料老人ホームの設置者は、家賃、敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領してはならない。

7 有料老人ホームの設置者のうち、終身にわたって受領すべき家賃その他厚生労働省令で定めるものの全部又は一部を前払金として一括して受領するものは、当該前払金の算定の基礎を書面で明示し、かつ、当該前払金について返還債務を負うこととなる場合に備えて厚生労働省令で定めるところにより必要な保全措置を講じなければならない。

# 有料老人ホームが守るべきルール 老人福祉法③

## 老人福祉法（抜粋）

8 有料老人ホームの設置者は、前項に規定する前払金を受領する場合においては、当該有料老人ホームに入居した日から厚生労働省令で定める一定の期間を経過する日までの間に、当該入居及び介護等の供与につき契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合に当該前払金の額から厚生労働省令で定める方法により算定される額を控除した額に相当する額を返還する旨の契約を締結しなければならない。

9 有料老人ホームの設置者は、当該有料老人ホームに係る有料老人ホーム情報(有料老人ホームにおいて供与をする介護等の内容及び有料老人ホームの運営状況に関する情報であつて、有料老人ホームに入居しようとする者が有料老人ホームの選択を適切に行うために必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。)を、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料老人ホームの所在地の都道府県知事に対して報告しなければならない。

10 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により報告された事項を公表しなければならない。

11 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは設置者から介護等の供与(将来において供与をすることを含む。)を委託された者(以下「介護等受託者」という。)に対して、その運営の状況に関する事項その他必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該有料老人ホーム若しくは当該介護等受託者の事務所若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

# 有料老人ホームが守るべきルール 老人福祉法④

## 老人福祉法（抜粋）

1 2 第十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による質問又は立入検査について準用する。

1 3 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第四項から第九項までの規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

1 4 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者がこの法律その他老人の福祉に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合であつて、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

1 5 都道府県知事は、前二項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

1 6 都道府県知事は、介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定(地域密着型特定施設入居者生活介護の指定に係るものに限る。)を受けた有料老人ホームの設置者に対して第十四項の規定による命令をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該指定をした市町村長に通知しなければならない。

# 有料老人ホームが守るべきルール 老人福祉法⑤

## 老人福祉法（抜粋）

17 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第十四項の規定による命令を受けたとき、その他入居者の心身の健康の保持及び生活の安定を図るため必要があると認めるときは、当該入居者に対し、介護等の供与を継続的に受けるために必要な助言その他の援助を行うように努めるものとする。

**※サービス付き高齢者向け住宅の場合、有料老人ホームの設置届け、変更届け、廃止届けは不要**

## 高齢者の居住の安定確保に関する法律

### 第23条

第五条第一項の登録を受けている有料老人ホームの設置者（当該有料老人ホームを設置しようとする者を含む。）については、老人福祉法第二十九条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

**サ高住であっても、有料老人ホームに該当すれば、老人福祉法第29条第4項から第17項の規定が適用される。**

## 有料老人ホームが守るべきルール 老人福祉法⑥

不適正な運営や入居者への不適切な処遇、不適切な契約や**入居者の虐待**等を行った場合、**行政処分の対象となる。**

### 老人福祉法（抜粋）

#### 第29条

13 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第四項から第九項までの規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し**入居者の利益を害する行為**をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該設置者に対して、**その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。**

14 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者がこの法律その他老人の福祉に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合であつて、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、当該設置者に対して、**その事業の制限又は停止を命ずることができる。**

15 都道府県知事は、前二項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。



**「入居者の利益を害する行為」の代表例は  
「高齢者（＝入居者）の虐待」である。**

### 老人福祉法（抜粋）

#### 第29条

13 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第四項から第九項までの規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し**入居者の利益を害する行為**をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

## 有料老人ホームが守るべきルール 老人福祉法⑥

「高齢者の虐待」の虐待事案の報告件数は12年連続で増加しており、有料老人ホームが占める割合も高い。

厚生労働省「平成30年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果」

- ・虐待発生件数

平成29年度：510件 → 平成30年度：621件  
= 昨年度から21.8%増加

- ・施設毎に占める割合

有料老人ホームでの虐待：全虐待件数の23.0%  
= 虐待発生率**第2位**

増加要因：高齢者人口の増加 + 虐待に対する社会的な意識の高まり

# 有料老人ホームが守るべきルール 設置運営指導指針⑭

## 令和元年12月24日厚生労働省報道資料 平成30年度の施設毎の虐待発生件数一覧

表 14 当該施設・事業所の種別

	特別 養護老人 ホーム	介護 施設 老人 保健	医療 施設 ( 医療 介護 療養 型 医 療 院)	共 同 知 症 対 応 型 生 活 介 護	有 料 老 人 ホ ム	(内訳)		小 規 模 多 機 能 居 宅 介 護 等
						住 宅 型	介 護 付 き	
件数	217	50	7	88	143	(65)	(78)	16
割合 (%)	34.9	8.1	1.1	14.2	23.0	(10.5)	(12.6)	2.6

	軽 費 老 人 ホ ム	養 護 老 人 ホ ム	短 期 入 所 施 設	訪 問 介 護 等	通 所 介 護 等	居 宅 介 護 支 援 等	そ の 他	合 計
件数	3	5	14	21	40	2	15	621
割合 (%)	0.5	0.8	2.3	3.4	6.4	0.3	2.4	100.0

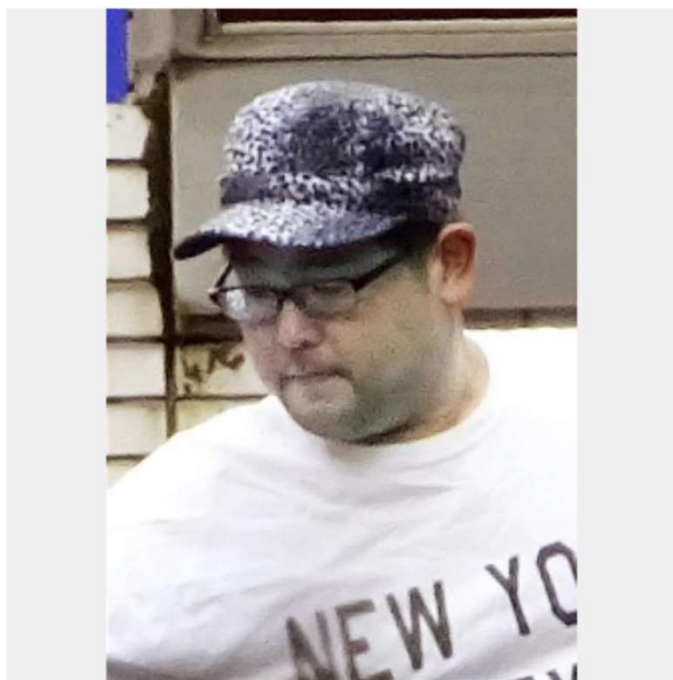
厚生労働省「平成30年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果」

(資料2)平成30年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果(添付資料)p.6 より一部引用

[https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000196989\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000196989_00002.html)

## 肋骨4カ所骨折、背後から激しく暴行か 品川介護施設殺人

2019.5.23 17:01 | 社会 | 事件・疑惑



逮捕された根本智紀容疑者

東京都品川区の介護付き有料老人ホーム「サニーライフ北品川」で入所者の黒沢喜八郎さん＝当時（82）＝が暴行を受けて殺害された事件で、司法解剖の結果、遺体の背中右側の肋骨（ろっこつ）に少なくとも4カ所の骨折があったことが23日、捜査関係者への取材で分かった。警視庁捜査1課は元職員の根本智紀容疑者（28）＝殺人容疑で逮捕＝が、黒沢さんに背後から激しい暴行を加えた可能性があるとみて捜査している。

事件は根本容疑者が夜勤に入っていた4月3日夜から4日未明までの間に発生。施設内の黒沢さんの個室で暴行を加えたとみられる。捜査関係者による

産経新聞ホームページより一部引用

HP:<https://www.sankei.com/affairs/news/190523/afr1905230023-n1.html>

**介護施設 70代に暴行**

東京・傷害容疑 元職員を逮捕

高齢者介護施設の入居者に暴行を加えてけがをさせたとして、警視庁志村署は8日、施設の前職員で東京都板橋区成増1、無職、斉藤孝容疑者(27)を傷害容疑で逮捕したと発表

逮捕容疑は2019年10月7日午後7時半ごろ、板橋区西台3の介護付き有料老人ホーム「サニーライフ板橋」で、入居者の70代女性に対し、複数回にわたって椅子に押し倒すなどの暴行を加えて腰の骨を折るなど全治3カ月のけがをさせたとしている。「注意を聞かずに椅子から立ち上がる」としたので押し倒した」と容疑を認めている。施設の防犯カメラには、斉藤容疑者が談話コーナーで椅子から立ち上がるようにする女性を押し倒す様子が映っていた。【最上和寛】

毎日新聞令和2年1月9日朝刊より引用

## 有料老人ホームが守るべきルール 老人福祉法⑥

高齢者虐待等により行政処分が行われた事業所は、**マスコミ等へ公表されることになる。**

### 老人福祉法（抜粋）

#### 第29条

13 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第四項から第九項までの規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

14 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者がこの法律その他老人の福祉に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合であつて、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

**15 都道府県知事は、前二項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。**

宮城県内においても、近年、虐待に対する改善命令を行い、公表に至る事案が発生している。

### 行政処分に至った近年の虐待事案

#### 平成29年度

有料老人ホームにて、金銭的虐待事案が発生。  
改善命令及び公表に至る。

#### 平成30年度

有料老人ホーム該当のサ高住にて、性的虐待事案が発生。  
改善命令及び公表に至る。

行政処分や罰則は一つの抑止力ではあるが…

## 有料老人ホームが守るべきルール 老人福祉法⑥

**虐待防止のためには、職員の教育やメンタルケア、職場環境の改善（風通しのよい職場）等が重要。**

### 職員が虐待に至る代表的理由

- ・ 職員の教育不足
- ・ 問題・不満を職員が抱えている。
- ・ 問題・不満を職員が抱えていることに誰も気が付かない。  
気が付いていても、放置する。
- ・ 問題・不満を抱えていることを職員が相談できない。  
相談したくても、相談ができる職場環境ではない。

**職場環境の改善や、職員面談で職員自身が抱えている問題の話聞くだけでも、一定の予防につながる。**



## 有料老人ホームが守るべきルール 老人福祉法⑦

**行政処分に従わない，立入検査に協力しない等の場合，罰則の対象となる。**

### 老人福祉法（抜粋）

#### 第38条

第二十条の七の二第二項の規定又は第二十九条第十四項の規定による命令に違反した者は、**一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。**

#### 第39条

第十八条の二第一項又は第二十九条第十三項の規定による命令に違反した者は、**六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。**

#### 第40条

次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、**三十万円以下の罰金**に処する。

- 一 第二十九条第一項から第三項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。  
**（※サービス付き高齢者向け住宅は適用されない）**
- 二 第二十九条第十一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

## 2 有料老人ホームが守るべきルール (2) 設置運営指導指針

**有料老人ホームは、「宮城県有料老人ホーム設置運営指導指針」を守る必要がある。**

### 宮城県有料老人ホーム設置運営指導指針（抜粋）

#### 第1章 県指針の性格

1 有料老人ホームは、高齢者が老後の長い時間を健康、安全、快適に過ごすため、多額の自己資金を投じて利用する施設であることから、有料老人ホームの事業を行う者は、このような高齢者の信頼に応え、施設の設備、運営、サービス、契約等事業の全般にわたり責任ある運営を行い、通常の経済活動以上に、企業経営と入居者の福祉を両立させるものでなければならない。

すなわち、有料老人ホームを設置する事業者に対しては、事業の安定及び継続性を確保することはもとより、**事業の運営に当たっては入居者の個人としての尊厳を確保しつつその福祉の向上を図るとともに、入居者に対しサービス内容等の情報を開示するなどにより施設運営について理解を得るように努め、社会の高い信頼を確保することが求められている。**そのため、行政側としては、そのサービスや契約等について、施設の設置前に経営面を含めた十分な指導を行うとともに、事業開始後においても、サービス水準や経営の安定の確保のために引き続き十分な指導を行う必要がある。

掲載HP : <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chouju/yuryou-tetuduki.html>

**有料老人ホームは、「宮城県有料老人ホーム設置運営指導指針」を守る必要がある。**

### 宮城県有料老人ホーム設置運営指導指針（抜粋）

#### 第1章 県指針の性格

2 宮城県有料老人ホーム設置運営指導指針は、前記1を踏まえ、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホームを県内において設置運営（仙台市内において設置運営されるものを除く。以下同じ。）するものに関して県の指導基準を示したものである。

3 この指針は、有料老人ホームの設置運営標準指導指針（平成14年7月18日老発第0718003号厚生労働省老健局長通知）に示された標準的な基準を基本として定めた。**県内に有料老人ホームを設置運営する者は、この指針を満たすとともに、より高い水準の、優良な施設運営に向けて努力する必要がある。**

**有料老人ホームは、入居者数に応じて適切な数・職種の職員を配置する必要がある。**

### 宮城県有料老人ホーム設置運営指導指針（抜粋）

#### 第8章 職員の配置等

##### 1 職員の配置

（1） 職員の配置については、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じ、その呼称にかかわらず、次の職員を配置すること。

##### イ 管理者

□ **生活相談員（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合は、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号）第11条第1号の規定に基づく状況把握サービス及び生活相談サービスを提供する職員）**

##### ハ 栄養士

##### ニ 調理員

（4） 入居者の実態に即し、夜間の介護及び緊急時に対応できる数の職員を配置すること。

# 有料老人ホームが守るべきルール 設置運営指導指針④

## 1カ月に高齢者6人死亡、夜は施設長だけで対応 鹿児島

大崎浩義 2018年11月21日21時14分



入所者6人が相次いで死亡した住宅型有料老人ホーム「風の舞」=21日、鹿児島県鹿屋市、野崎智也撮影

鹿児島県鹿屋(かのや)市の住宅型有料老人ホーム「風の舞」で、今月中旬までの約1カ月間に高齢の女性入居者6人が相次ぎ死亡していたことが21日、県などへの取材でわかった。ホーム側は医療面の対応は適切だった、と説明したが、介護職員が全員退職し、夜間は施設長1人で対応していた。県が調査を進めている。

6人死亡、院長「終末期の患者」一斉退職との関係否定 →

朝日新聞DIGITALより一部引用

<https://www.asahi.com/articles/ASLCP5T82LCPTIPE01Y.html>

**有料老人ホームは、入居者や入居希望者に必要な情報を明示しておく必要がある。**

### 宮城県有料老人ホーム設置運営指導指針（抜粋）

#### 第9章 有料老人ホーム事業の運営

##### 1 管理規程の制定

**入居者の定員、利用料、サービスの内容及びその費用負担、介護を行う場合の基準、医療を要する場合の対応等を明示した管理規程を設けること。**

なお、上記内容を含み、入居者に対する説明事項を適切に提示している資料であれば、その呼称にかかわらず、管理規程として扱って差し支えない。

**有料老人ホームは、事故や災害時に入居者を安全に避難させる準備を整えておく必要がある。**

### 宮城県有料老人ホーム設置運営指導指針（抜粋）

#### 第9章 有料老人ホーム事業の運営

##### 5 緊急時の対応

- (1) **事故及び災害並びに急病及び負傷に対して迅速かつ適切に対応できるよう具体的な計画を立てるとともに、避難等必要な訓練を定期的に行うこと。**
- (2) 消防法等に基づいた防災体制を整備すること。
- (3) 事故、災害、急病、負傷等の緊急時の対応方法等についてマニュアルを定めるとともに、職員の業務分担を定めること。特に、入居者の救助方法については、その具体的な方法及び体制をあらかじめ定め、職員、入居者、身元引受人等に周知の徹底を図ること。
- (4) 夜間の災害等に対応するため、夜間又は夜間想定避難訓練等を定期的に行うこと。
- (5) 4階以上の高層の有料老人ホームにあつては、高層階に自力歩行が可能な者などを入居させるなど、緊急時の避難に対処すること。



## 宮城のニュース

宮城 社会

ツイート [シェア](#)

### 台風襲来の前日に全員避難 宮城・大崎の老人ホーム、岩手・岩泉豪雨の教訓生かす

台風19号豪雨で上流の吉田川が決壊し、水没した大崎市鹿島台志田谷地地区の有料老人ホーム「福祉の杜」は、台風襲来前日の12日に入所者全員を避難させ、全員の安全確保につなげた。3年前に岩手県岩泉町の豪雨被害で高齢者施設が被災した教訓を踏まえ、防災マニュアルに従って早め避難の手順を定めていた。

老人ホームには台風19号通過の際に80～98歳、要介護3～5の10人が入所。風雨の被



浸水で廃棄を余儀なくされた電動ベッドを片付ける大友さん。早めの避難が入所者の安全確保につながった＝大崎市鹿島台の「福祉の杜」

拡大写真

**有料老人ホームは、入居者に施設の状況を説明すると共に、入居者の要望や意見を取り入れるよう努める必要がある。**

### 宮城県有料老人ホーム設置運営指導指針（抜粋）

#### 第9章 有料老人ホーム事業の運営

##### 8 運営懇談会の設置等

有料老人ホーム事業の運営について、入居者の積極的な参加を促し、かつ、外部の者等との連携により透明性を確保する観点から、運営懇談会を設置し、その運営に当たっては、次の事項について配慮すること。

（中略）

**（4） 運営懇談会では、次に掲げる事項を定期的に報告し、説明するとともに、入居者の要望及び意見を運営に反映させるよう努めること。**

**イ 入居者の状況**

**ロ サービス提供の状況**

**ハ 管理費、食費その他の入居者が設置者に支払う金銭に関する収支等の内容**

# 有料老人ホームは、入居者の健康維持や治療に協力する必要がある。

### 宮城県有料老人ホーム設置運営指導指針（抜粋）

#### 第10章 サービス等

##### （3）健康管理と治療への協力

イ 健康管理基準を定めること。

ロ 入居時及び定期的（年に2回以上）に健康診断（歯科に係るものを含む。）の機会を設けるなど、入居者の希望に応じて健康診断が受けられるよう支援するとともに、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとること。

ハ 入居者の意向を確認した上で、入居者の希望に応じて、健康診断及び健康保持のための措置の記録を適切に保存しておくこと。

ニ 入居者が一時的疾病等のため日常生活に支障がある場合には介助等日常生活の世話をを行うこと。

ホ 医療機関での治療が必要な場合には適切な治療が受けられるよう医療機関への連絡、紹介、受診手続、通院介助等の協力を行うこと。

ヘ 看護職員による健康管理及び健康相談に応じられる体制とし、その記録を適切に保管すること。

ト 入居者の利用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じること。

**有料老人ホームは、感染症予防のために措置を講じる必要がある。**

**宮城県有料老人ホーム設置運営指導指針（抜粋）**

第10章 サービス等

（3） 健康管理と治療への協力

**チ 感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。**

更に具体・詳細化

**「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版（2019年3月）」（厚生労働省マニュアル）**

HP:[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/huku-shi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/ninchi/index\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/huku-shi_kaigo/kaigo_koureisha/ninchi/index_00003.html)

**レジオネラ症防止対策（宮城県HP）**

HP:<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chouju/rezionera-boushi.html>

# 有料老人ホームが守るべきルール 設置運営指導指針⑪

## 宮城県内インフルエンザ発生状況

宮城県感染症発生動向調査週報(速報) 第 52 週 12月23日 ~ 12月29日 作成年月日 2020/1/8 9:54

疾病	保健所							仙台市 患者数	宮城県(含む仙台市) 患者数	警報		注意報値
	仙南	塩釜	大崎	栗原	登米	石巻	気仙沼			開始基準値	継続基準値	
水痘	10 2.50	7 0.70	4 0.80			2 0.40		37 1.37	60 1.03	2	1	1
流行性耳下腺炎	1 0.25			1 0.50				1 0.04	3 0.05	6	2	3
感染性胃腸炎	19 4.75	44 4.40	3 0.60	16 8.00	8 2.67	25 5.00		206 7.63	321 5.53	20	12	-
手足口病	2 0.50	8 0.80	8 1.60		2 0.67	7 1.40	7 3.50	26 0.96	60 1.03	5	2	-
伝染性紅斑	6 1.50	1 0.10		1 0.50		3 0.60		1 0.04	12 0.21	2	1	-
突発性発疹	3 0.75	3 0.30	1 0.20		4 1.33	6 1.20		9 0.33	26 0.45	-	-	-
ヘルパンギーナ									0	6	2	-
インフルエンザ	392 56.00	295 19.67	260 32.50	31 10.33	77 15.40	348 43.50	83 20.75	1164 26.45	2650 28.19	30	10	10
咽頭結膜熱		17 1.70	3 0.60	3 1.50	3 1.00		2 1.00	45 1.67	73 1.26	3	1	-
流行性角結膜炎		3 1.00						1 0.17	4 0.33	8	4	-
急性出血性結膜炎									0	1	0.1	-
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	75 18.75	24 2.40	29 5.80	1 0.50	4 1.33	43 8.60	1 0.50	81 3.00	258 4.45	8	4	-
細菌性髄膜炎(真菌性を含む)									0	-	-	-
無菌性髄膜炎									0	-	-	-
マイコプラズマ肺炎							4 4.00	2 0.40	6 0.50	-	-	-
クラミジア肺炎(オウム病は除く)									0	-	-	-
RSウイルス感染症	5 1.25	3 0.30		2 1.00	2 0.67	1 0.20	2 1.00	50 1.85	65 1.12	-	-	-
感染性胃腸炎(ロタウイルス)										-	-	-

■:警報(継続を含む) ■:注意報(継続を含む)

宮城県結核・感染症情報センターホームページ「感染症週報(速報版)」より引用  
HP:<https://www.pref.miyagi.jp/site/hokans/kansen-center.html>

**有料老人ホームは、入居者からの預かり金を適切に管理する必要がある。**

### 宮城県有料老人ホーム設置運営指導指針（抜粋）

#### 第10章 サービス等

##### （9） 金銭等管理

イ 入居者の金銭、預金等の管理は、入居者自身が行うことを原則とすること。ただし、入居者本人が特に設置者に依頼した場合又は入居者本人が認知症等により十分な判断能力を有せず金銭等の適切な管理が行えないと認められる場合であって身元引受人等の承諾を得たときには、設置者において入居者の金銭等を管理することもやむを得ないこと。

□ **設置者が入居者の金銭等を管理する場合にあつては、依頼又は承諾を書面で確認するとともに、金銭等の具体的な管理方法、本人又は身元引受人等への定期的報告等を管理規程等で定めること。**

更に具体・詳細化

### 預り金等の管理に係る取扱指針（宮城県指針）

掲載HP:<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chouju/deposit-policy.html>

# 有料老人ホームは、入居者の虐待防止と身体拘束の適正化を行う必要がある。

### 宮城県有料老人ホーム設置運営指導指針（抜粋）

#### 第10章 サービス等

4 設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づき、次の事項を実施すること。

(1) 同法第5条の規定により、**高齢者虐待を受けた入居者の保護のための施策に協力すること。**

(2) 同法第20条の規定に基づき、研修の実施、苦情の処理の体制の整備その他の高齢者虐待の防止等のための措置を講ずること。

5 **入居者に対するサービスの提供に当たっては、当該入居者、他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこと。**

6 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

7 身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

イ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

ロ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ハ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

# 有料老人ホームが守るべきルール 設置運営指導指針⑭

## 令和元年12月24日厚生労働省報道資料 平成30年度の施設毎の虐待発生件数一覧

表 14 当該施設・事業所の種別

	特別 養護 老人 ホーム	介護 施設 老人 保健	医療 施設 （ 介護 型 医 療 院）	共 同 知 症 対 応 型 生 活 介 護	有 料 老 人 ホ ム	（内訳）		小 規 模 多 機 能 居 宅 介 護 等
						住 宅 型	介 護 付 き	
件数	217	50	7	88	143	(65)	(78)	16
割合 (%)	34.9	8.1	1.1	14.2	23.0	(10.5)	(12.6)	2.6

	軽 費 老 人 ホーム	養 護 老 人 ホーム	短 期 入 所 施 設	訪 問 介 護 等	通 所 介 護 等	居 宅 介 護 支 援 等	そ の 他	合 計
件数	3	5	14	21	40	2	15	621
割合 (%)	0.5	0.8	2.3	3.4	6.4	0.3	2.4	100.0

厚生労働省「平成30年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果」

（資料2）平成30年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果（添付資料）p.6 より一部引用

[https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000196989\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000196989_00002.html)



# 有料老人ホームは、入居者からの前払金の の保全措置を講じる必要がある。

### 宮城県有料老人ホーム設置運営指導指針（抜粋）

#### 第12章 利用料等

2 前払い方式（終身にわたって受領すべき家賃又はサービス費用の全部又は一部を前払金として一括して受領する方式）によって入居者が支払を行う場合にあっては、次に掲げる基準によること。

（1） 受領する前払金が、受領が禁止されている権利金等に該当しないことを入居契約書等に明示し、入居契約に際し、入居者に対して十分に説明すること。

（2） 老人福祉法第29条第7項の規定により、**前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、前払金に係る銀行の債務の保証等の**「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」（平成18年厚生労働省告示第266号）に規定する必要な**保全措置を講じなければならないこと。**

なお、平成18年3月31日までに届出がされた有料老人ホームについては、平成30年4月1日から3年間は保全措置の法的義務付けの経過期間となっているが、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、適切な保全措置を講じるよう努めること。

（後略）

# 有料老人ホームが守るべきルール 設置運営指導指針⑱

朝日新聞デジタル > 記事

社会 ライフ 介護

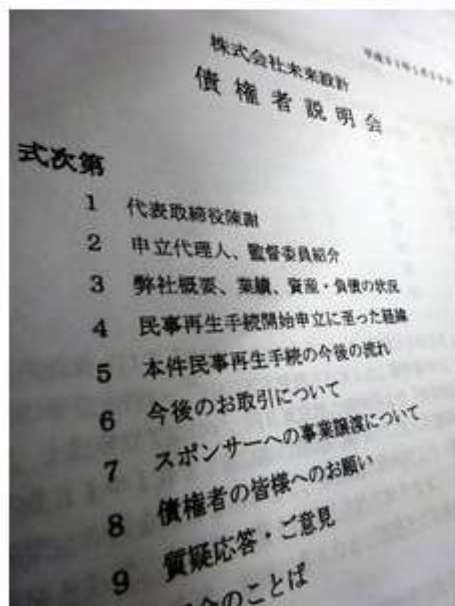
介護とわたしたち

## 老人ホーム「私物化」に怒り 債権者に戻らぬ入居一時金

有料会員限定記事

本田靖明、松田史朗 2019年1月26日10時20分

シェア ツイート ブックマーク メール 印刷



未来設計の債権者説明会で配布された資料。冒頭に「代表取締役陳謝」とある

民事再生法の適用を申請した有料老人ホーム運営会社「未来設計」(東京)が25日、都内で債権者向けの説明会を開いた。金融機関や取引業者のほか、入居者の家族や遺族らも出席。入居時に支払った「入居一時金」残額の全額は返ってこない見込みになったことなどに怒りが噴出した。

破綻招いた異常経営 会計操作に巨額報酬、創業者は沈黙 →

経営破綻の老人ホーム 創業者に8年で22億の報酬 →

朝日新聞DIGITAL一般公開記事部分より一部引用

<https://www.asahi.com/articles/ASM1T5GB9M1TULFA02D.html>

**有料老人ホームは、入居希望者に重要事項を不足無く正確に説明を行う必要がある。**

### 宮城県有料老人ホーム設置運営指導指針（抜粋）

#### 第13章 契約内容等

##### 4 重要事項の説明等

老人福祉法第29条第5項の規定による情報の開示において、老人福祉法施行規則第20条の5第14号に規定する入居契約に関する重要な事項の説明については、次に掲げる基準によること。

**（1） 入居契約に関する重要な事項を説明するため、重要事項説明書を作成するものとし、入居者に誤解を与えることがないよう必要な事項を実態に即して正確に記載すること。**

なお、「事業者が運営する介護サービス事業一覧表」及び「入居者の個別選択によるサービス一覧表」は、重要事項説明書の一部をなすものであることから、重要事項説明書に必ず添付すること。

（2） 重要事項説明書は、老人福祉法第29条第5項の規定により、入居相談があったときに交付するほか、求めに応じ交付すること。

（後略）

**有料老人ホームは、入居者からの苦情を受け、適切・円滑に処理を行う必要がある。**

### 宮城県有料老人ホーム設置運営指導指針（抜粋）

#### 第13章 契約内容等

##### 7 苦情解決の方法

入居者、身元引受人等の苦情に対し、迅速かつ円滑な解決を図るため、**設置者において苦情処理体制を整備する**とともに、外部の苦情処理機関について入居者に周知すること。あわせて、公益社団法人全国有料老人ホーム協会の苦情相談窓口等の電話番号を施設内の公衆電話の付近に表示する等、**入居者、身元引受人等が苦情の申出を容易に行えるよう配慮すること**

。

なお、**苦情申出等を行った入居者等に、処遇その他において差別的取扱いが一切ないよう十分配慮すること。**

**有料老人ホームは、事故防止及び事故発生時に適切な対応を行う必要がある。**

### 宮城県有料老人ホーム設置運営指導指針（抜粋）

#### 第13章 契約内容等

##### 8 事故発生の防止の対応

有料老人ホームにおける事故の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じること。

(1) 事故が発生した場合の対応、後記(2)に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

##### 9 事故発生時の対応

有料老人ホームにおいて事故が発生した場合にあっては、次の措置を講じること。

(1) **入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県及び入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。**

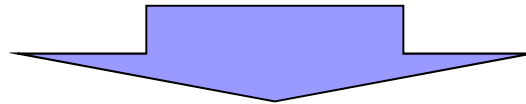
(2) 前記(1)の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録すること。

(3) 入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合に、**損害賠償が迅速かつ円滑に行えるよう損害賠償保険に加入する等賠償資力の確保に努めるとともに、入居者に対しての損害賠償を速やかに行うものとする**こと。

## 2 有料老人ホームが守るべきルール (3) その他

**有料老人ホームは、毎日1回以上、入居者の安否確認を実施する必要がある。**

令和元年5月、兵庫県明石市の有料老人ホームにて、入居者の死亡が10日以上確認されず放置されていた事案が発生。



令和元年6月7日付け長政号外「**有料老人ホームにおける安否確認又は状況把握の実施について（通知）**」

（本文抜粋）

「有料老人ホームにおいては、（中略）**毎日1回以上、安否確認等を実施する**ようお願いいたします。」







**ご静聴ありがとうございました。**